

○財務省告示第三百十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十二年九月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十九日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号	個人向け利付国庫債券（固定・三年）（第三回）
二	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行額	額面金額で二百九十三億四千三百二十八万円
五	最低額面金額	一万円
六	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七	発行日	平成二十二年九月十五日
八	発行価格	額面金額百円につき百円
九	利率	年〇・一五パーセント
十	初期利子	平成二十三年三月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは

十一	第二期以後の利子
十二	償還期限
十三	償還金額
十四	払込期日
十五	払込場所
十六	中途換金
	の取扱い

、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 0.15}{100} \times 2$$

毎年九月十五日及び三月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。平成二十五年九月十五日平成二十二年九月十五日額面金額百円につき百円平成十二年九月十五日日本銀行の本店又は支店中途換金の買取りは、平成二十三年九月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十三年九月十五日から平成二十四年三月十五日前までの間の場合

$$\frac{\text{償還金額} \times 80}{100} \times 2 - \text{受入償還金}$$

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は

、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.15}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日

から発行日までの日数

$$\times \frac{365}{\text{日数}}$$

(二) 平成二十四年三月十五日以後の場合

$$\text{償付金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{80}{100} \times 2$$

十七  
中途換金の  
特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が又はその居住する市町村（特別区を含む）、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にある条の十九第一項の指定都市の区域にあっては、当該市の区域とす。）。の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第

百十八号)による救助の行われ  
 る災害が発生し、当該災害にか  
 かったときには当該個人向け国  
 債を有する者が、平成二十三年  
 九月十五日前であっても、当該  
 個人向け国債の中途換金を請求  
 することができないものとし、そ  
 の買取金額は、次の区分に応じ、  
 それぞれの算式により算出した  
 金額とする。

(一) 平成二十三年三月十五日か  
 ら平成二十三年九月十五日前  
 までの間の場合

す  
 当  
 金  
 額  
 +  
 経  
 過  
 利  
 子  
 に  
 相  
 当  
 す  
 る  
 金  
 額  
 -  
 (利  
 子  
 に  
 相  
 当  
 す  
 る  
 金  
 額  
 ×  
 $\frac{80}{100}$   
 +  
 経  
 過  
 利  
 子  
 に  
 相  
 当  
 す  
 る  
 金  
 額  
 -  
 受  
 入  
 経  
 過  
 利  
 子  
 に  
 相  
 当  
 す  
 る  
 金  
 額)  
 )

(二) 平成二十三年三月十五日前  
 の場合

す  
 当  
 金  
 額  
 +  
 経  
 過  
 利  
 子  
 に  
 相  
 当  
 す  
 る  
 金  
 額  
 -  
 (経  
 過  
 利  
 子  
 に  
 相  
 当  
 す  
 る  
 金  
 額  
 -  
 受  
 入  
 経  
 過  
 利  
 子  
 に  
 相  
 当  
 す  
 る  
 金  
 額)  
 )